関西自然保護機構会報 *21*（*1*）：*63－68, 1999*

飼養下にある動物の管理－移入種管理と関連して

京都大学理学研究科動物生態学研究室　村　上　興　正

MANEGEMENT OF CAPTIVE ANIMALS WITH SPECIAL REFERENCE TO THE CONTROL OF ALIEN SPECIES

Okimasa MURAKAMI *Laboratory of Animal Ecology, Faculty of Science, Kyoto University*

はじめに

シンポジウムでは，野生動物および飼育下にある動物（飼養動物）の管理について幅広く講演したが，あまりにも分野が広くなるために，ここでは野生動物の管理問題は簡単に触れた後，飼養下にある動物の管理問題を重点的に述べたい。というのは，国外外来種の管理問題を検討するためには，国外外来動物が定着する過程である，国外から日本へ移入してくる過程と，すでに日本へ移入して人が飼養している動物が，野外に逸出（偶然逃亡したもの以外に人為的な放逐も含む）することによる過程とがあり，その対策は別にしなければならないと判断されるからでる（村上，1999 a)。とくに，脊椎動物でペット由来の外来種はアメリカでは，全体の23%を占め，ペットの管理は国際自然保護連合でも大きな問題となっている（IUCN, 1997)。日本でも，各地でワニやカミツキガメなど人に危害を及ぼすおそれのある動物が見つかっており，これら動物は人が野外に放逐したとしか考えられないものがあり，飼養動物の管理は重要課題である。これらの問題が滅多に起こらない特殊な問題ではないことは，哺乳類の外来種のうち，飼養動物由来と考えられるものに，タイワンザル，アライグマ，ミンク，ヌートリアを初めとしてかなり多いことからも推定され，飼養動物の管理の現状には，改善すべきことが多数あると考えられる。本論文ではそのような問題について，概括的に述べることとしたい。本研究を遂行するに当たり，京都府の水産課など関係各課に資料などお世話になった。また，世界自然保護基金日本委員会（WWFJ）および全労済環境問題研究助成の支援を受けた。

野生動物とは

日本における動物を人間との係わりと言う視点で，カテゴリー分けすると，人の飼養下にある動物と人の飼養下にない動物に２大別される。人の飼養下にある動物の管理に関しては，基本的に飼養している人の責任が明記されている。しかし，飼養下にない動物は，本来日本にいる動物と，人が飼養していたものが野外に逃げ出しているものも含まれる。日本では野生動物は無主物とされ，民法では239条に「無主物の先占」として，「無主の動産は所有の意志を以て之を占有するに因りて其所有権を取得す」とされており，欲しいと思って取ったものがその所有権を持つことができる。しかし，文化財保護法による天然記念物や種の保存法，鳥獣の保護及狩猟に関する法律などで指定されている種は，無主物ではない。これら指定種の管理はその種がどのような法律で指定されてい

るかで，扱いが異なり，複雑である。たとえば，鳥獣保護及狩猟に関する法律では，ネズミ族やモグラ族は農林業に有害であるとして，この法律の適用外となっているし，海獣類も含まれていない。また，人が飼養していたものが野外に逃げ出したものも，アライグマ，ハクビシン，タイワンリスなどは狩猟獣の中に含められることで管理対象種となっているが，タイワンザル，カニクイザル，フェレット，スカンクなど野外に逸出した種（国外外来種－村上，1999a では国外移入種として記述したが，今後は国外外来種と呼ぶ）は，本法律の対象外となっている。また，同一種であっても，他の地域から移入した種（国内外来種－村上 1999a の国内移入種に相当）に関しても何の規制もない。すなわち民法で言う無主物であり，これを捕獲した地域外に放逐しても，罪にならないなど多くの問題がある（村上，1998b）。野生動物のうち，法律で指定された種は一部であり，たとえば昆虫などでは大部分が無主物扱いとなっている。環境基本法では，生態系の多様性の確保，野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに，森林，農地，水辺地等における多様な自然環境が地域の社会的自然的条件に応じて体系的に保全されること（第 14 条 2）となっており，野生生物種の保全の必要性が述べられている。今後は，現在のようにごく限定された特定の種の保護以外に，一般の野生生物種の保護を積極的に勧める必要があり，このためには無主物規定ではなく，国民共有の財産であるという認識の基に，野生生物の保護・管理を目標とした新たな法体系が必要と考えられる。

飼養動物のカテゴリー分けとペットの管理

飼養下にある動物は，犬・猫は飼養・保管の規定が別に設けられているが一般のペットに関しては，動物の保護と管理に関する法律で一般的に規定されているだけで，とくにペットとして，法律的に規定されていない。その他の動物はシロネズミなどの実験動物，タイ・ハマチなどの養殖動物，動物園，水族館などの展示動物に類別される（表 1）。危険動物に関しては，動物の保護と管理に関する法律（以後，動管法と呼ぶ）第 6 条に下記のように規定されている。「地方公共団代は，動物による人の生命，身体又は財産に対する侵害を防止するため，条例で定めるところにより，動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し尊守すべき事項を定め，人の生命，身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる」。この規定に基づいて，危険な動物の飼養及び保管に関する条例など，各都道府県が個別に条例により規制を行っている。規制の内容は，都道府県により多少異なるが，基本的には危険動物の飼養には，知事の許可が必要であること，飼養の開始，休止なども知事に届けること，施設以外に出してはならないなどが述べられている。しかし，ワニなどは野外でかなり見つかっており，逃げ出したと言うより，飼い主が扱い切れなっくなって，故意に野外に放逐したと考えられるケースが多い。飼養許可条件として，これらの動物に，マイクロチップを埋め込んで，個体識別することを義務づけるのが

表 1　飼養動物の類型分け.

家　畜	ウシ，ウマ，ブタ，ヒツジ，ヤギ，綿羊
ペット	イヌ，ネコ，ハムスターなど
危険動物	トラ，ライオなど
実験動物	シロネズミ，ハツカネズミ，イモリなど
養殖動物	タイ，ハマチ，ヒラメなど　魚介類 スッポン，コイ，フナ，アユ シカ類，イノシシ，イノブタ
展示動物	動物園，自然動物園，水族館 観光用，サファリパークなどでの展示用

最も良いと考えられる。そのことで，野外で捕獲しても，持ち主が特定できて，処罰することが可能となると思われる。危険動物に関しては，直接人の生命や財産に関係するので，人の関心も高いが，ペットになると考え方が大変ルーズである。とくに最近はマンションなどではペットが飼えないので，引っ越しの際に，殺すのが可哀想と言うことで，野外に放逐するのが当然のようになっている。このことが野イヌや野ネコあるいはフェレットなど新種の動物の増加につながっている。動管法第13条において，保護動物を虐待し，又は遺棄した者は，3万円以下の罰金又は科料に処するとなっている。ここで保護動物とはウシ，馬，豚，めん羊，やぎ，犬，ねこ，いえうさぎ，鶏，いえばと及びあひるの他，人が占有している哺乳類又は鳥類に属するものとなっている。動管法は動物の虐待阻止に重点があり，管理に関しての規定が弱い上，遺棄に対する罰則が弱いことが問題である。また，遺棄された動物の飼養者が特定できないために，この罰則規定が生かされていない点も問題となる。安易にペットを飼育することに対しても，警告が必要であるが，ペットショップでは飼育管理の方法について，明記していないことが多く，とくに対象動物の行動や性格，飼養に際しての留意事項など，飼育上の問題点について触れず，単に売れればよいと言う姿勢が問題となる。たとえば発情期に気が荒くなることなどが購入時点で判らない（アライグマなどは，大抵発情期に手に負えなくなり，野外に放逐するケースが大半である）などペット業界やペットショップのあり方が問題で，ペットショップの開店を許可制にするとか上述した問題点の表示の義務づけなど何らかの規制が必要である。

展示動物の管理

展示動物とは，動物園など公共の場の施設で飼養展示する動物のほかに，不特定の場所に移動して飼養展示する動物，興業などの目的，販売用や客寄せを含む（表1参照）。これらの動物の，飼養や管理については，内閣総理大臣は，関係機関の長と協議して，動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる（動管法第4条2）とされている。これに基づいて，展示動物の飼養及び保管に関する基準（昭和51年総理府告示第7号）がある。しかし，危害防止や脱出時対策など人に対する危害防止の措置はあるが，生物多様性に与える脅威の防止の観念は無い。したがって，人に危害の及ばない動物の飼養はいわば野放しに近い。国外外来動物の生物相や生態系への影響を考慮すると，まず，使用許可基準を厳しくし，生態系への影響の大きな動物の飼養は許可しないこと，許可を得た場合には，野外への逸出の防止と逸出した時の措置および禁止と違反したときの罰則規定を現行より強化する必要がある。展示動物では，興業として金儲けを意図したと考えられるものも含まれる（一部の動物園は現在でも客寄せのために，希少種を輸入しているケースがある）。たとえば，ジャイアントパンダは現在では，単なる興業では貸し出しできないが，学術用の繁殖のためには長期の貸し出しが可能となっている。CITESでは，付属書Ⅰの動物の商業目的の輸入は全面的に禁止されているが，学術目的では許可される。しかし，学術目的とは何かの基準が明確でないために，商業目的と思われるものが学術目的として輸入許可されるケースが出てくる。過去に世界自然保護基金日本委員会で，絶滅のおそれのある動物の飼育繁殖について基準作りを検討したが，これらについて国としてはっきりした基準を設定して公表し，国の責任で許認可を下すとと

もに，その判断基準を公開すべきである。アメリカでは，動物園で動物を飼育することすら，動物の虐待であるとして，動物園の廃止論が唱えられたが，動物園側は，絶滅のおそれのある動物を繁殖させることは種の保全に役立つとして，この面での貢献を訴えた（川田，1988, Pringle, 1989）。この結果，動物園での動物飼育の方法の改善などが行われた。しかし，日本では，動物の権利を守る運動はアメリカほど強くなく，見せ物的な側面が強い面がある。動物園の設置基準が，動物福祉の観点からも見直しが必要とされる段階に来ていると判断される。

養殖動物の管理

養殖動物で，人が最も関わり合っているのはタイ・ハマチ・ヒラメなどの養殖魚介類である。魚類生産額における養殖魚の占める割合は年々増加し，1996年には約21%にも達している。しかし，それとともに養殖魚の斃死や病気を防ぐための薬の使用量は増加し沿岸環境の悪化などが起きつつある。これへの対策として，現在持続的養殖生産確保法案（仮称）が検討されているとのことで，やっと法的な管理の著につきかけたと言って良い状態である（古谷，1999）。ちなみに，海洋漁業における外来魚介類の利用は，日本の魚介類が多様なためか，淡水魚介類に比してあまり多くなく，養殖が原因での定着も淡水魚ほどは多くなかった（村上，1999）。淡水魚では，ルアーフィッシングの普及とともに，オオグチバス（随伴してブルーギル）の導入や移入が盛んで，全国的に分布の拡大が起こり，北海道を除く全都道府県に分布している（広報，内水面）。このために各地で在来種が減少し，たとえば琵琶湖ではホンモロコなど有用魚種の漁獲量が激減し，現在捕獲・除去しつつある。また，各道府県でも，35都道府県で内水面漁業規則により，公有水面への勝手な放流を禁止しつつあるが，釣り人はあまり守っておらず，勝手な放流が進行しつつある。海洋漁業においても，今後，海洋でのシーバスのルアーフィッシングなどと関連して外来魚の利用が増加する可能性があり，外来魚介類の利用に関するガイドラインの作成などによる規制が必要と考えられる。

家畜の管理

家畜とは，牛・馬・豚・綿羊および山羊を指す。ウシやウマなどの家畜では，家畜商については家畜商法により，免許，営業保証金の供託など一定の基準を満たさなければ勝手に商売は出来ない。家畜の取り扱いに関しては，家畜伝染病予防法など，伝染性の病気の予防に関する法律はあるが，飼養のための設備の基準などに関する基準はない。かって，日本で肉用や鹿茸を目的としてシカ類を養殖することがブームになり，アカシカやダマシカなど海外シカ類が大手商社により輸入されたことがある。これらのシカは正確な種類や原産地などが問われないままに，検疫だけで各地に飼育された。飼育場の多くは簡単なフェンスだけで逃亡を完全に防げない状況であった。逃亡した場合には，種によってはニホンジカと交雑したり，競争種となる可能性が高い種類が含まれており，将来の日本ほ乳類相の保全にとって脅威となると判断された。そこで日本哺乳類学会名で外来種の輸入・導入を原則禁止することや養鹿用ニホンジカの移動転売などを規制するように関係各省に要望した（村上，1992）。その時点では，シカは家畜としては認められていないために，取り扱いがずさんであったが，その後，家畜伝染病予防法の政令で定めるその他の家畜として，特定の伝染性疾患の対象種として取り扱われるようになった（家畜伝染病予防法施行令第1条）。家畜で問題なのは，小

笠原のヤギや尖閣列島のヤギに代表されるように，人が勝手に島に放逐し，これが定着してその生態系に多大な影響などを及ぼす問題である（冨山，1998）。小笠原のヤギ問題は，幸い東京都により捕獲の努力がなされている（本シンポジウムの常田氏の講演参照）が，尖閣列島については放置されたままである。オーストラリアでは，ブタが野生化した野生化ブタが繁殖し，農業や生物相に多大な影響を与え，野生化ブタの管理が大きな問題となっている（高橋，1995）。家畜に関しては，放牧などを行うときには，面積が一定の基準を越えるものについては，牧野法が適用され，牧野の管理を適正に行うことや牧野の荒廃を防止するために必要な措置などが規定されている。しかし，野外への逸出の場合の措置は規定されていない。家畜が野外に逃げ出したときの措置や，故意に放逐したときの罰則規定などを明確化することが必要である。また，野外に逸出したときに所有者が特定できるようにすることも必要である。

実験動物の管理

実験動物に関しては，動管法第4条及び11条により，実験動物の飼養及び保管に関する基準が設けられている。管理者は実験動物の，生理，生態，習性などを熟知し実験動物による人の生命，身体または財産などへの侵害や生活環境の汚損を防止することが定められている。また，導入や輸送時の注意，実験動物の健康管理殺す際にも苦しまない方法で手早くすることや，死体の処理方法なども含め，かなり細かく規定されている。また，管理者等は実験動物が保管場所から脱出しないように必要な措置を講じることとしている。さらに，近年は大学では，学内に実験動物管理委員会などを設けて，実験計画の段階で実験に用いる頭数を含めて検討し，無駄な殺生がないことなど，実験の妥当性を検討する事になっており，これを経ていない実験結果は国際誌では受け付けない状態になっている。以上のように，飼養動物の中では，実験動物の管理に関する規定がもっともきっちりしている。これに準じた規定を他の法律も適用すべきであると考えられる。

まとめ

1. 動物の管理に関して，法的な側面から野生動物と飼養動物に分け，前者では長期的には無主物規定の見直しが必要であることを述べた。
2. 飼養動物には，家畜，養殖動物，実験動物，展示動物などその目的に応じて，管理に関する法律が定められている。しかし，いづれも目的が異なるために生物多様性の保全という視点からは不十分なものであった。
3. 人に危害を及ぼすおそれのある動物に関しては，飼養許可や逸出に関して規定がある。しかし，危険性の無い動物の管理規定はほとんどなく，野外への逸出は野放しに近い。
4. ペットに関しては，言葉の定義をして管理に関しても別の規定を設けるべきである―動管法の中ではペットに限定せずに，動物に関する虐待の防止や健康管理などは定められているが，売買が免許制になっておらず，売買対象動物の行動や特性の表示義務も無い。このことが安易な飼育に走らせ，後日問題が起きると野外に放逐することを許容していると推定される。ペットショップを免許制にして，ペット販売時に正しい飼い方などの表示を義務づけること。ペットの管理規定を強化し，逸出したときの罰則や管理者が特定できるようなタッグシステムの摘要などが必要である。
5. 飼養動物の管理規定の中では，実験動物の管理規定がもっとも厳しく野外への逸出や無駄な

飼育を防ぐ意味でも有効であり，他の飼養動物の管理法もこれに準じて強化すべきであると考えられた。

引用文献

CITES Secretariat. 1997. Trade in alien species. Harare（Zimbabwe）Conf. 10. 59. CITES, Lausanne.

古谷知夫. 1999. 持続可能な魚類養殖生産体制の確立を目指して. 月刊海洋号外, No.17：204－209.

川田　健. 1988. アメリカの動物園で暮らしています. 動物社, 東京.

村上興正. 1998a. 移入生物とは何か. その管理はいかにあるべきか？遺伝, 52：11－17.

————. 1998b. 移入種対策について－国際自然保護連合ガイドライン案を中心に－. 日本生態学会誌, 48：87－95.

————. 1999. 海洋漁業における移入種利用. 月刊海洋号外. 17：134－140.

Pringle, L. 1989.（田邊治子訳, 1995）. 動物に権利はあるのか. 173pp. NHK 出版, 東京.

高橋春成. 1995. 野生動物と野生化家畜. 309pp. 大明堂, 東京.

冨山清升. 1998. 小笠原諸島の移入動植物による島嶼生態系への影響. 日本生態学会誌, 48：63－72.